

## 第2号議案

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成23年9月定例府議会に提出された次の議案（平成23年12月追加提出分）について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成23年12月16日

大阪府教育委員会

(条 例 案)

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

[根拠規定]

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○条例案

件名	概要
職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	<p>平成 23 年度給与改定に係る本府人事委員会の勧告等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当額の削減等を行うための改正を行うもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>①扶養手当の改正</p> <p>ア 配偶者に係る扶養手当額を、月額 15,000 円から月額 13,800 円に改正する。</p> <p>イ 月額 6,000 円である子等に係る扶養手当額を、月額 6,500 円に改める。</p> <p>②住居手当の改正</p> <p>持家に係る住居手当（新築購入から 5 年間に限り、月額 2,500 円）を廃止する。</p> <p>(2) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>持家に係る住居手当（新築購入から 5 年間に限り、月額 2,500 円）を廃止する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>平成 24 年 1 月 1 日</p>

## 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正（概要）

総務部人事室企画厚生課

### ■改正の理由

平成 23 年度給与改定に係る本年 10 月 21 日の本府人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

### ■改正の内容

#### 1 職員の給与に関する条例

##### (1) 扶養手当の改正

① 配偶者に係る扶養手当額を、月額 15,000 円から月額 13,800 円に改める。

② 月額 6,000 円である子等に係る扶養手当額を、月額 6,500 円に改める。

##### (2) 住居手当の改正

持家に係る住居手当（新築購入から 5 年間に限り、月額 2,500 円）を廃止する。

#### 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

持家に係る住居手当を廃止する。

■施行期日 平成 24 年 1 月 1 日

■政策アセスメント・制度間調整 財政課及び人事委員会と調整済み

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に

関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(給料表の種類及び適用範囲) 第三条 (略) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、附則第三項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p>	<p>(給料表の種類及び適用範囲) 第三条 (略) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p>
<p>(扶養手当) 第十三条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千八百円、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき六千五百円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。</p>	<p>(扶養手当) 第十三条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万五千円、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき六千円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。</p>
<p>4・5 (略) (住居手当) 第十三条の五 (略) 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。)</p>	<p>4・5 (略) (住居手当) 第十三条の五 (略) 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第三号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。)</p>
<p>二 (略) 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p>	<p>二 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p>
<p>一 (略) 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の</p>	<p>一 (略) 二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円 三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定</p>

<p>例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 （略）</p> <p>（産業教育手当） 第十九条 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2―5（略）</p>	<p>の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 （略）</p> <p>（産業教育手当） 第十九条 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号の一に該当するものに対して支給する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2―5（略）</p>
---	---

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）  
 第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（住居手当） 第七条（略）</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で任命権者が定めるもの</p> <p>二 （略）</p>	<p>（住居手当） 第七条（略）</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で任命権者が定めるもの</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（任命権者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他任命権者が定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。  
（委任）
- 2 この条例（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。